

教職員の確保と資質向上
働きがいのある学校づくりの推進
教職員の健康管理・福利厚生

令和4年6月

教育委員会事務局教職員人事課
教育委員会事務局教職員企画課
教育委員会事務局福利厚生課

目 次

令和4年度 施策体系表	3
-------------	---

教職員の確保と資質向上

I 教職員の状況（校種別・職種別現員）	4
II 様々な教育課題に適切に対応できる教職員の確保	5
III 教員の資質向上指標に基づく研修等の充実	11
IV 教育公務員としての倫理観の保持	18
V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上	20

働きがいのある学校づくりの推進

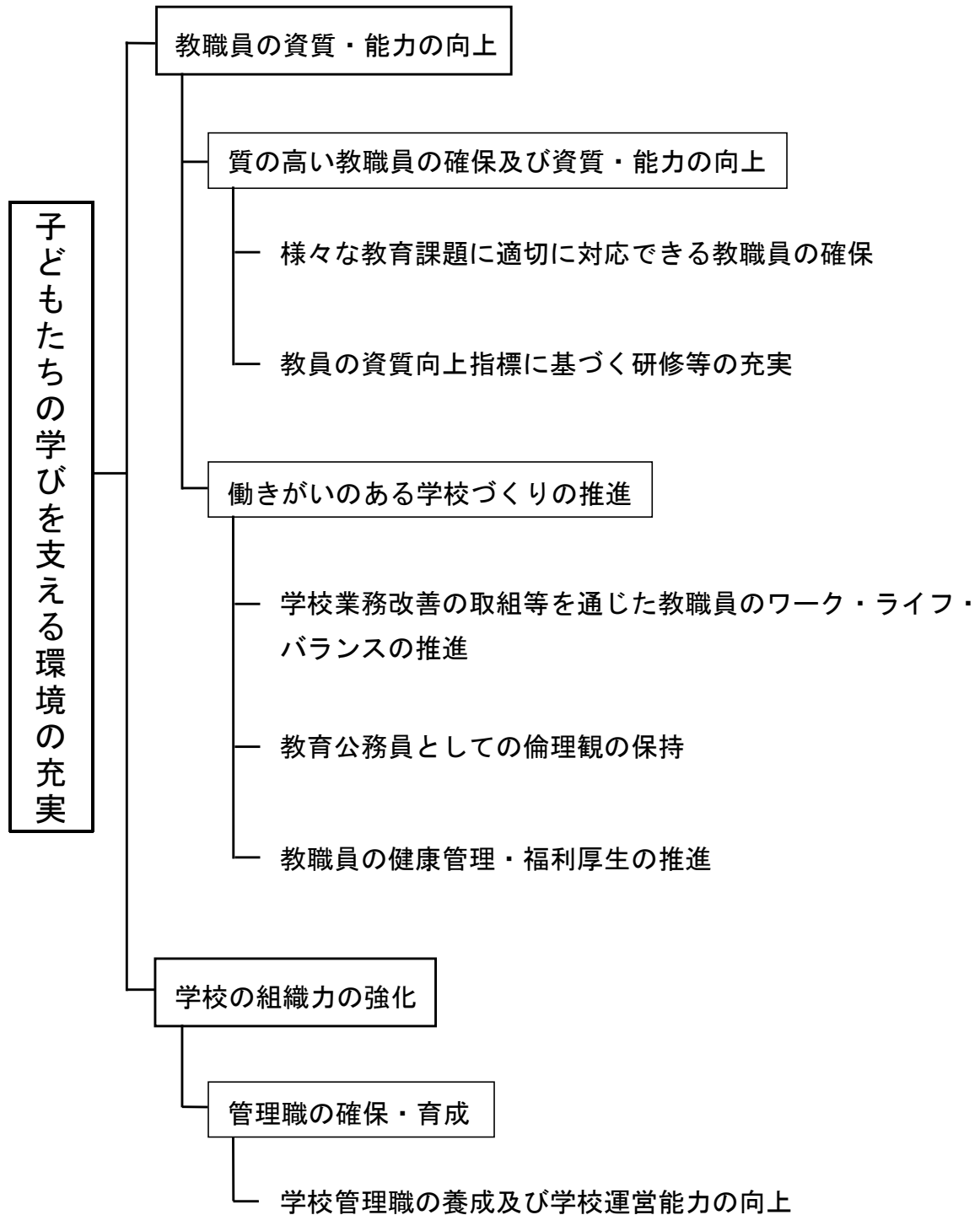
VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワークライフバランスの推進	23
VII 障害者雇用の促進	32
VIII 教員免許状の授与等の実施	34

教職員の健康管理・福利厚生

IX 教職員の健康管理・福利厚生推進	36
--------------------	----

令和4年度施策体系表

兵庫が育む 心豊かで自立する人づくり
—「未来への道を切り拓く力」の育成—



I 教職員の状況（校種別・職種別現員）

1 市町立学校（県費負担教職員）

（令和4年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員							行政職員		合 計	(参考) R3 合計
		校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	小 計	事務職員			
小 学 校	564	564	565	1,052	8,341	158	452	11,132	507	11,639	11,804	
中 学 校	246	246	250	497	4,539	49	197	5,778	240	6,018	6,116	
義務教育学校	6	6	18	23	165	3	11	226	10	236	241	
定時制高校	1	1	2	1	21	0	0	25	0	25	25	
特別支援学校	13	13	15	30	321	8	11	398	25	423	426	
合 計	830	830	850	1,603	13,387	218	671	17,559	782	18,341	18,612	

- ※ 休職者及び在外教育施設派遣者を含む。
- ※ 神戸市立学校を除く。
- ※ 校長には再任用を含む。

2 県立学校（県大附属を除く）

（令和4年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員										行政職員			技能 労務 職員	合 計	(参考) R3 合計
		校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭	栄養教諭	養護教諭	教諭 〔実習 担当〕	実習 助手	寄 宿 舎 指 導 員	小 計	事 務 職 員	技 術 職 員	小 計			
全日制高校	125	125	144	228	4,207	0	150	28	76	0	4,958	435	15	450	100	5,508	5,565
定時制・ 通信制高校	10	10	28	18	260	0	11	0	6	0	333	34	0	34	4	371	433
特別支援学校 (視覚・聴覚)	5	5	5	10	158	3	5	0	2	9	197	16	0	16	9	222	224
特別支援学校	22	22	41	57	1,294	13	40	1	5	4	1,477	84	0	84	15	1,576	1,563
中等教育学校	1	1	2	2	25	0	2	0	0	0	32	3	0	3	0	35	36
合 計	163	163	220	315	5,944	16	208	29	89	13	6,997	572	15	587	128	7,712	7,821

- ※ 「教諭（実習担当）」は、職業高校において実習授業を担当する教諭
- 「実習助手」は、実験または実習について、教諭の職務を助けることを職務とする学校職員
- 「寄宿舎指導員」は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生徒指導に従事する学校職員
- ※ 事務長数は事務職員のうち、全日制・定時制高校 135 名、特別支援学校 27 名、中等教育学校 1 名の計 163 名
- ※ 校長には再任用を含む。

Ⅱ 様々な教育課題に適切に対応できる教職員の確保

質の高い教職員を確保するため、教員採用候補者選考試験の工夫改善を図るとともに、採用後の円滑な職務遂行に資するため、採用前ガイダンス研修の充実に努める。

1 教員採用試験の工夫改善

9, 313千円

(1) 教員採用候補者選考試験受験状況

(単位：人・%)

区分	令和5年度			令和4年度					令和3年度				
	募集人員	応募者数	応募倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率
小学校	350	1,748	5.0	410	1,754	1,636	410	4.0	400	1,985	1,817	401	4.5
中学校	290	1,216	4.2	290	1,313	1,198	292	4.1	290	1,444	1,328	293	4.5
高等学校	240	1,388	5.8	220	1,415	1,261	222	5.7	170	1,605	1,380	169	8.2
特別支援学校	60	307	5.1	60	307	279	60	4.7	60	347	304	62	4.9
養護教諭	35	297	8.5	40	323	298	40	7.5	35	364	320	35	9.1
栄養教諭	5	98	19.6	5	75	68	5	13.6	10	103	92	11	8.4
合計	980	5,054	5.2	1,025	5,187	4,740	1,029	4.6	965	5,848	5,241	971	5.4

※ 小・中学校の募集人員には、それぞれ特別支援学校との併願（R5：小20人、中20人）を含む。

【参考】選考試験の実施内容・日程

区分	内 容	令和4年度実施日程 〈令和5年度採用〉
第1次	集団面接	6月25日
	筆記〈一般教養、教科専門〉	7月24日
	合格発表	8月8日
第2次	模擬授業・個人面接、実験実技	8月16日～28日
	合格発表	9月下旬

(2) 主な工夫・改善

① 試験内容の見直し

【拡】ICTを活用した模擬授業の実施

学校のICT環境整備が進む中、全ての教員がICTを活用し、児童生徒に個別最適化された授業実践を行うことが求められていることから、ICT機器を使用した模擬授業実施教科を拡大し、ICT機器の活用を含めた授業実践力を評価する。

・令和3年度実施

「中学校・特別支援学校区分（数学）（技術）」、「高等学校区分（数学）」

・令和4年度実施

「中学校・特別支援学校区分（数学）（技術）」、「高等学校区分（数学）」、

「中学校・特別支援学校区分（社会）」、「高等学校区分（地理歴史・公民）」

② 受験者数の確保

ア パンフレットの工夫・PR動画の配信

本県採用の初任者からベテラン教員までそれぞれの立場から、パンフレットの中において、ひょうごの教員の魅力について紹介している。また、パンフレットに掲載した教員のインタビュー等で構成するPR動画を作成し、ホームページで配信するとともに、説明会でも放映し、より積極的なPRを行った。



配信動画

- ・ 関係する教育施策の内容にすぐアクセスできるQRコードを掲載
- ・ 男性の育児休業取得者からのアドバイスも掲載

イ 【拡】大学説明会等の実施

訪問及びリモートによる大学生向け説明会を春だけでなく秋にも実施し、大学3年生等への周知の拡大を図った。また、一般向け及び大学担当者向け説明会では、今年度から会場参加とオンライン参加を選択できるようにした。

【令和4年度実績】

・大学担当者向け説明会

期 日：4月12日

開催地：神戸市

参加者：19大学の担当者（オンラインを含む）

・大学訪問及びリモート説明会

期 日：4月12日～4月28日及び10月実施予定

訪問先：兵庫教育大学、武庫川女子大学、関西学院大学、

大阪教育大学、神戸親和女子大学、岡山大学等40大学

参加者：960人（春）、秋にも実施予定

（R3:1,592人（春29大学913人、秋25大学679人））

・採用試験説明会

期日：4月17日 開催地：神戸市、姫路市

会場参加者：246人、オンライン参加者：418人

※実施後、説明会の記録動画をホームページで配信



大学訪問



採用試験説明会

③ 教員経験者等の確保

ア 他府県現職教員に対する第1次選考試験の筆記試験免除

他府県の公立学校の現職教員（教諭、養護教諭、栄養教諭）で2年以上の勤務経験を有する者に対して、第1次選考試験の筆記試験を免除する。

令和3年度実績：113名

イ 大学院進学希望者等に対する特例措置

第2次選考試験合格者で大学院修士課程または教職大学院に在学又は進学を希望する者に対しては、専修免許状を取得することを要件として、最長2年間採用を猶予する。

令和3年度実績：35名

ウ 【拡】臨時講師等に対する第1次選考試験における加点条件の変更

- ・ 臨時講師（常勤）で2年以上の勤務経験を有する者
 - ・ 臨時講師（常勤）または会計年度任用職員として1年以上の勤務経験を有する者
- ※出願時の在籍校種及び担当教科は問わない。
※勤務経験として本県内の学校であれば、校種及び担当教科は問わない。
※会計年度任用職員の週あたりの勤務時間数は問わない。

④ 免許所有者の少ない教科等の教員確保

ア 受験機会の複数化

中学校と高等学校に共通する対象教科の受験者については、第2希望まで認め、成績上位者を選考する。

（対象：国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭）

イ 複数中学校免許所有者の特別選考

音楽、美術、技術、家庭のいずれかを含む複数の中学校免許状所有者については、第1次選考試験において特別に選考する。

⑤ 多様な人材の確保

ア 特別な資格所有者等に対する第1次選考試験における加点措置

- ・ 体育分野・芸術分野において、一芸一能に秀でた者
- ・ 【新】部活動に関する指導者資格を有する者
- ・ 【新】IT・情報系の資格を有する者
- ・ 英語資格所有者、海外大学または在外教育施設等における2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する者
- ・ 公認心理師、臨床心理士の資格所有者
- ・ 視能訓練士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者
- ・ 司書教諭、日本語指導の資格所有者
- ・ 国際貢献活動の経験がある者

イ 教員免許状を有しない社会人特別選考

特別免許状授与を前提とした特別選考を実施する。

【特別選考の内容】

高等学校区分	対象者
ネイティブ（英語）	英語を母国語または公用語とする国の国籍を有し、高等学校等で3年以上勤務経験かつ職務上必要なレベルの日本語運用能力を有する者
看護	「看護師」「助産師」「保健師」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者
福祉	「介護福祉士」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者

令和3年度実績：3名（ネイティブ2名、福祉1名）

ウ 障害者特別選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳のいずれかを有している者（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害者と判定された者を含む）に対して特別選考を実施する。

エ 年齢制限の撤廃

採用時に定年に達しない者を受験可能とする。

⑥ 成績の開示（第1次・2次とも）

不合格者及び条件付合格者全員に総合判定得点及び総合判定順位を試験結果通知に記載する。

【新】 合否結果等閲覧ページの開設

2 採用前ガイダンス研修の実施

教員採用予定者に対して、教育現場の現状や本県の教育の内容などを周知するため、採用前にガイダンス研修を実施する。

(1) スクール体験活動の実施

対象者：教員採用予定者のうち大学新卒者及び臨時講師経験が3カ月未満の者
期間：1人2日程度
場所：県内の公立学校（神戸市立学校を除く）
内容：学校勤務体験（教員の仕事の補助、教職員との懇談、各種会議への参加等）

【令和3年度実施】

期間：連続する2日間程度
場所：県内の公立学校（神戸市立の学校を除く）
内容：教職員や児童・生徒との交流や授業参観等
参加者数：283人（令和3年度実績） ※令和2年度実績：235人
（募集区分別内訳）
小学校 137人、中学校 65人、高等学校 58人、特別支援学校 15人
養護教諭 7人、栄養教諭 1人

(2) 自己研修の促進

対象者：教員採用予定者全員

内容：・本県の教育内容及び教育施策をまとめた「指導の重点」等の資料を提供し、事前研修を促進
・Web研修「ICT活用指導カステップアッププログラム」に参加し、授業や校務で必要なICT活用の基本スキルの向上を促進

対象者数：1,042人（大学院の猶予者35人含む）（令和4年度採用者実績）

3 講師登録人材バンクの設置

学校における臨時講師等を確保するため、講師登録人材バンクを設置し、定年等による退職教員に対し登録を促すとともに、学校とのマッチング方法の改善などを行う。

内容：臨時講師や非常勤講師を希望する者の情報を一括管理（障害者人材バンクを含む）及び情報管理

教員養成大学や定年退職者等への働きかけの強化

各校への登録者情報の迅速な提供 等

登録者数：1,493人（令和4年5月27日時点）

【参考】臨時講師の確保

条件付合格者のうち、採用には至らなかった者に対し、次年度の1次試験免除の条件として、臨時講師の経験を加えることで、人材確保を図っている。

また、令和3年度実施採用試験から、1次試験及び2次試験において、不合格の判定を受けた免許所有者について、自動的に講師登録を行う。

4 教員不足への対応

昨年度文科省により行われた初の全国調査『『教師不足』に関する実態調査』の結果を踏まえ、特別免許状や臨時免許状の活用等、臨時講師等の確保に向けた対応を継続して行う。

※現在行っている対応

- ・人材バンクの活用
- ・積極的な広報（講師募集のポスターやチラシの掲示・配布、民間の求人媒体の積極的活用等）
- ・教員OB等を含めた幅広い人材の発掘

【参考】『教師不足』に関する実態調査結果

令和3年5月1日時点 本県における不足人数：86人〔文科省全国調査〕

（小学校：22人、中学校：57人、高等学校：5人、特別支援学校：2人）

5 【新】定年引き上げへの対応

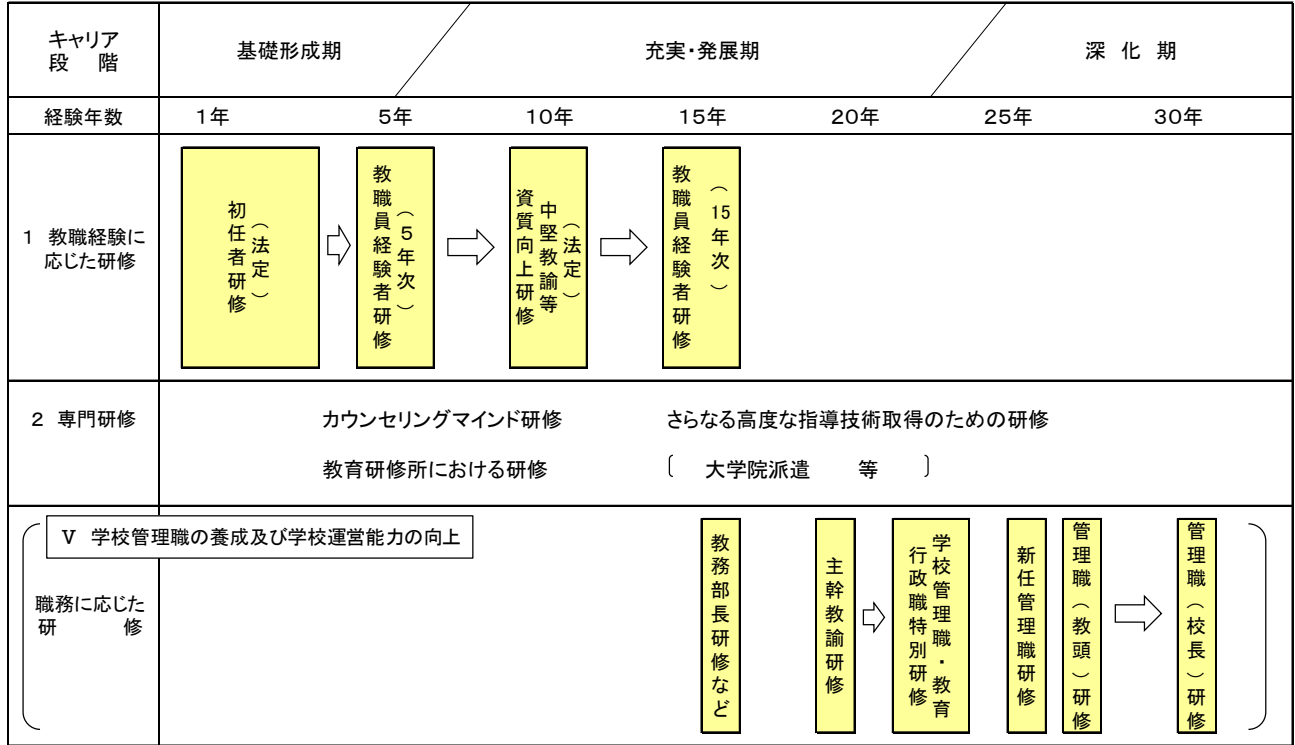
国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員の定年についても、条例改正により、国家公務員と同様に段階的に65歳に引き上げる措置を行う。

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
S37年度生	60歳 定年退	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			定年退…定年退職 暫再 … 暫定再任用		
S38年度生	59歳	60歳	61歳 定年退	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
S39年度生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
S40年度生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退	64歳 暫再	65歳 暫再		
S41年度生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退	65歳 暫再	
S42年度生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退

Ⅲ 教員の資質向上指標に基づく研修等の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修等を実施する。

教職員研修体系図



【令和4年度に強化する項目】

1 ICT活用能力の育成

- ・ 全ての研修機会を通して教職員のICT活用指導力の向上
- ・ 動画研修プログラム「ICT活用指導力ステップアッププログラム」の提供
- ・ 1人1台端末を使用した研修の実施
- ・ 各授業におけるICT指導力の向上に関する内容を扱う講座の新規開設
- ・ 年次研修の教科指導研修において、ICT活用に関する時間の増加
- ・ ICT環境を効果的に活用するための校内研修への講師派遣の拡充
- ・ 教員ICT活用スキル到達度調査(R3実施)を活用した教員のICT活用指導力の向上

2 倫理観の涵養

- ・ 年次研修、職務研修において、体系的に多様な視点から、総合的に「教師としての倫理観」を涵養する。

1 教職経験に応じた研修（義務教育・特別支援教育・高校教育・体育保健課）

669,958千円

(1) 初任者研修の実施（法定研修）

教員としての実践的指導力と使命感を養うとともに、豊かな人間性や幅広い知識・見識に富む教員の育成を図るため、専門職としての様々な研修を実施する。

対象者：県立及び市町立学校新規採用教員

県立学校 140 人、市町立学校 543 人（令和 3 年度修了者実績）

内容：校内研修 300 時間

拠点校方式（主に市町立学校）

拠点校指導教員による指導 週 1 日程度、年間 30 日 計 210 時間

校内指導教員を中心とする指導 週 3 時間程度 計 90 時間

単独校方式（主に県立学校）

校内指導教員を中心とする指導 週 10 時間程度 年間 300 時間

研修内容

教職一般、学級指導・特別活動、教科指導、生徒指導等

校外研修 25 日

市町立学校

全県研修、地区別研修、設置者研修、校種別研修、

社会体験研修、課題別研修（情報、人権、国際理解、防災、環境等）

県立学校

全体研修、教科別研修（3 年次のみ）、オンライン課題別研修、

選択研修（環境、自然体験、防災、コミュニケーション能力等）

県内防災関連施設見学（高校のみ）

県立学校 181 人、市立学校 15 人

新任教員防災教育研修（令和 4 年度から実施）：市町立新規採用教員全員

(2) 5 年次研修の実施（本県独自研修）

若手教員として教科指導等の実践的指導力向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験 5 年次相当の県立及び市町立学校教員

県立学校 214 人、市町立学校 642 人（令和 3 年度修了者実績）

内容：各教科研修等（年 1 日）

(3) 中堅教諭等資質向上研修の実施（法定研修）

教育公務員特例法に基づき、中堅教員として、個々の能力、適性に応じたプログラムにより資質、指導力の向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験 10 年経過の県立及び市町立学校教員

県立学校 200 人、市町立学校 631 人（令和 3 年度修了者実績）

内容：・校長が対象者と面談を行い、対象者の評価や希望を参考に、研修計画を作成

・研修計画に基づく研修の実施

〔 夏季長期休業期間中を中心に（校外研修） 10 日間
課業期間中の研修（校内研修） 20 日間 〕

・校長等による研修成果の評価

(4) 15年次研修の実施（本県独自研修）

学校運営上、中核となる教員として信頼される学校づくりを推進するための実践的指導力の向上を図る研修を実施する。

対象者：教職経験 15 年次相当の県立及び市町立学校教員
県立学校 210 人、市町立学校 652 人（令和 3 年度修了者実績）
内容：学校運営、生徒指導、職務研修等（年 1 日）

2 若手教員への支援

(1) 新規採用教員に係るエルダー制度等の導入

初任者等の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教員（エルダー等）を指名し、初任者等の心労とストレスを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

(2) 若手教員のための研修等の実施

① 初任者研修（再掲）

自身のストレスに気づき、対処する知識や方法等を身につけるためのメンタルヘルス研修を実施する。

また、継続的な支援を行うため、採用 1 年次に行う初任者研修に加え、2 年目及び 3 年目にも研修を実施する。

② 教師力アップ研修講座

若手教員の実践的指導力や人間関係構築力等教師力を向上させることをねらいとした研修を行う。

(3) 【新】学校問題サポートチームの設置・派遣

（義務教育課、特別支援教育課、教職員人事課、福利厚生課） 138, 515 千円

若手教員等に対し、生徒指導力及び授業力の向上を図るため、「学校問題サポートチーム」を派遣し、児童生徒理解や人間関係づくり等の学級経営や発問、板書等の授業改善、指導方法に関する助言を行う。

配置場所：6 教育事務所

構成員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内容：生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT 活用等）
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
教職員の非違行為及び資質向上に関すること
教職員のメンタルヘルスに関すること

3 専門研修

(1) カウンセリングマインド研修の実施（義務教育・高校教育課）

教職員のいじめ等に係る認知能力及びカウンセリングマインド能力（児童生徒の教育相談などに関わる際の姿勢、心構えあるいは基本的な態度のこと）の一層の向上を図るため、実践的な研修を実施する。

対 象 者：全教職員（公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等）

内 容：事例研究、ロールプレイング、「いじめ対応チーム」専門研修 等

講 師：公認心理師、臨床心理士（スクールカウンセラー） 等

場 所：各校で校内研修として実施

(2) さらなる高度な指導技術取得のための研修（大学院派遣研修）の実施

① 兵庫教育大学大学院派遣研修

教員に学校教育に関する研究・研鑽の機会を提供するとともに、高度な理論的・実践的指導力を発揮できる人材を育成するため、現職教員を兵庫教育大学大学院へ派遣する。

対 象 者：県立学校教員及び県費負担教員のうち本県教職経験3年以上の者

派遣人員：99人

1年次（令和4年度から派遣）48人

2年次（令和3年度から派遣）51人

期 間：2年

② 特別支援教育に係る教員長期研修の実施（特別支援教育課）

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育を担当する教員を大学等に派遣する。

対 象 者：公立学校教員で、原則として本県教職経験5年以上（派遣先が国立特別支援教育総合研究所の場合は3年以上）の者

派遣人員：8人（令和4年度実績）

期 間：1年

派 遣 先：京都教育大学、岡山大学、神戸大学大学院、兵庫教育大学大学院、国立特別支援教育総合研究所（2ヶ月間の短期派遣）

(3) 教育研修所における研修

教科、領域等の指導に必要な資質・能力の向上を図るための研修を実施する。

① 教科指導に関する研修

② キャリア教育・道徳教育・人権教育・防災教育・生徒指導に関する研修

③ 教育の情報化に関する研修（ICT活用、プログラミング、クラウド活用等）

④ 心の教育に関する研修



教科指導に関する研修



ICT活用研修



心の教育に関する研修

4 教職員自主的研究推進事業の実施

1, 500千円

教職員として求められる専門的な研究推進に向け、教職員が自主的に構成する研究グループの活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上に資する。

対 象 者：県立学校教職員及び県費負担教職員で組織する5人以上のグループ

選 考：大学教授で構成する選考委員会が評価

対象グループ数：30 グループ

研究費補助（上限）：1 グループ 50 千円

研究テーマ：・GIGAスクール構想を活用した防災授業の開発

・人権や多文化共生の視点を取り入れた参加型平和学習の研究

等

研究成果の活用：・研究活動の成果をホームページ等で公開

・研究報告書を教育研修所で閲覧

・研修テーマに応じた教材として活用

・研究内容が類似のグループ相互の研究発表・意見交換会の実施

【学校組織等活性化の取組】

1 教職員人事評価・育成システムの推進

教職員の教育活動への取組状況を記録・評価し、指導・助言を行うなど、教育活動の充実を目指した教職員の能力開発を図り、学校組織の活性化に資する。

(1) 概要

① 校長

目標管理制度による評価・育成

② 校長以外の教職員

ア 複数の評価・育成者による公正な評価の確保

イ 評価基準の明確化、絶対評価による5段階評価の実施

ウ 職務の遂行状況に着目した業績評価と発揮された意欲や能力に着目した能力評価による実施

エ 評価結果の開示と指導・助言

(2) その他

- ・重点的取組目標についての管理職と教職員との面談の実施
- ・学校運営に係る教職員からの意見聴取

2 優秀教職員表彰の実施

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

対象者：県立及び市町立学校教職員

領域：・学習指導、研修・研究活動

・生徒指導、進路指導

・特別支援教育、防災教育等の課題教育

・職務の工夫改善

・開かれた学校づくり、その他学校教育活動

表彰式：2月(令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

表彰者数：32人(令和3年度実績)

小学校13人、中学校7人、高等学校10人、特別支援学校2人

優秀事例の周知：「実践事例集」としてとりまとめ、県教育委員会ホームページに掲載し、教職員に啓発

3 指導力向上を要する教員のフォローアップシステムの推進

418千円

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員を対象とするフォローアップシステムを推進する。

(1) 校内等での指導・支援を要する教員への対応

管理職や市町教育委員会、学校支援専門員による指導・支援を実施

(単位：人)

年度	年度当初における指導・支援を要する教員の数	左のうち年度中の動き			新規対象者等
		指導・支援が終了した者	退職した者等	病気休暇取得者	
令和2年度	18	11	1	1	2
令和3年度	7	1	1	1	9
令和4年度	13	—	—	—	—

※ 平成16年度の制度開始以降の累計：指導・支援が終了した者187人、勸奨退職等で退職した者84人、職種変更した者3人、指導継続中の者13人の合計 287人

(2) 指導改善研修の実施

校内等での指導・支援を要すると判断された者で、判定委員会において「指導力向上を要する教員」と判定された者に対して指導改善研修を実施

期 間：原則として1年間

場 所：県立教育研修所

内 容：個人別プログラムによる研修

(県立教育研修所での模擬授業・指導案作成、所属校での実践研修、福祉施設・社会教育施設での実践研修など)

研修を実施した者の状況 (令和4年4月1日現在の累計)

(単位：人)

区分	県立学校	市町立学校	計
職場復帰	4	5	9
職種変更	1	2	3
依願退職	3	10	13
分限免職	0	1	1
計	8	18	26

※平成27年度以降、現在まで判定委員会、指導改善研修とも実施なし

IV 教育公務員としての倫理観の保持

教員の非違行為や体罰防止に向けた研修等の取組を推進するとともに、指導力向上を要する教員への指導・支援等により指導力改善を図る。

1 防止対策

(1) 「懲戒処分の指針」の公表

非違行為全般に関する懲戒処分に関する指針を制定し、公表することにより、懲戒処分の透明性を高め、非違行為の予防を図る。

(2) 非違行為防止研修の実施

校内研修等の場において、講義や事例紹介により非違行為の未然防止を図るための研修を実施する。

① 校内教職員研修

各学校において全教職員を対象に、事例紹介等による研修を実施

② 県立教育研修所における研修

初任者研修、管理職研修等の年次研修や職務研修において、倫理観の涵養に関する研修を体系的かつ効率的に実施

(3) 体罰防止に向けた取組

① 体罰にかかる基準の明確化

平成 24 年度の実態調査に基づき、その内容や至った原因背景を踏まえ、教職員が適切な指導を行えるよう、体罰にかかる基準を明確化

※H31. 3 体罰に関する処分の厳罰化を通知

② 教員研修の充実

ア 未然防止のための研修の徹底

対話重視の生徒指導や部活動指導上の留意事項の徹底

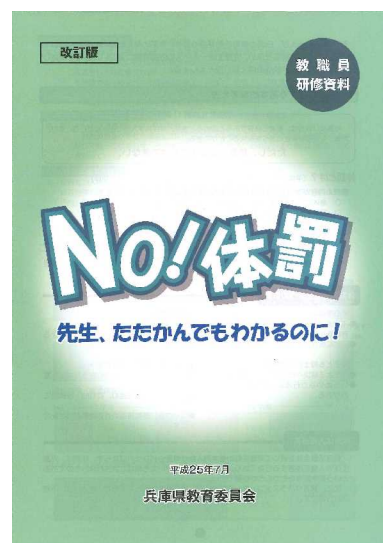
- ・教職経験に応じた研修（初任者研修 等）
- ・職務に応じた研修（管理職研修 等）
- ・部活動指導者、体育科教員を対象とした研修

イ 加害教員に対する事後指導の強化

(ア) 体罰で懲戒処分を受けた教職員に対するアンガーマネジメントを含む体罰再発防止研修の受講義務づけ

（1年を通じて4～5回）

(イ) 部活動の指導において体罰を行い、懲戒処分を受けた教員の部活動指導の禁止



教職員研修資料「NO!体罰」

③ 通報窓口の明確化（義務教育・高校教育課）

児童生徒及び保護者からの体罰の発生時の通報が円滑に行えるよう、通報窓口「いじめ体罰ホットライン」として明確化し、常時通報を受け付ける。

ア 県立教育研修所（ひょうごっ子悩み相談センター）

電話相談 24 時間受付

イ 教育事務所（計 6 カ所）（ひょうごっ子悩み相談センター分室）

電話相談 9:00～17:00

2 処分件数等

(1) 懲戒処分件数

年度	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
H24	5	8	0	0	0	8	21
H25	19	8	0	2	2	8	39
H26	9	7	3	0	4	5	28
H27	8	14	0	2	3	9	36
H28	6	8	1	3	3	2	23
H29	7	3	2	0	2	10	24
H30	7	15	1	1	7	11	42
R元	15	19	5	3	10	7	59
R2	22	11	11	6	15	10	75
R3	10	13	1	9	4	8	45

【参考】校種別状況（令和 3 年度）

区分	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
小学校	3	2	1	5	3	4	18
中学校	2	5	0	1	1	2	11
高等学校	4	6	0	3	0	1	14
特別支援学校	1	0	0	0	0	1	2
計	10	13	1	9	4	8	45

(2) 体罰発生件数（法上の懲戒処分に至らなかったものを含む）

年度	H29	H30	R元	R2	R3
発生件数	32	26	51	22	20

【参考】校種別状況（令和 3 年度）

区分	授業中	部活動中	その他	計
小学校	3	0	4	7
中学校	4	1	1	6
高等学校	1	1	4	6
特別支援学校	1	0	0	1
計	9	2	9	20

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成や、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成や女性管理職の育成など、これからの時代に求められる学校管理職の育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。

1 職務に応じた研修

832千円

(1) 県立学校

① 主幹教諭研修の実施

管理職を助け、円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務を遂行する主幹教諭として、必要な資質向上を目指した研修を実施する。

対象者：新任主幹教諭 73 人(令和 4 年度実績)

時期：4 月・10 月

内容：最近の教育を取り巻く課題、主幹教諭の職務と主幹教諭に期待すること、主幹教諭の役割と学校活性化に向けた取組、昨年度の主幹教諭の取組事例及び本年度の取組計画 等

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

教育行政・学校経営の改善を实践する力量（知識とスキル）の育成と向上を図るため、教頭候補者選考試験等の合格者全員に実習・実演や事例研究を中心とした特別研修を実施する。

対象者：新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者、新任指導主事等

期間：5 日間

時期：5 月・6 月

場所：兵庫教育大学

内容：兵庫教育大学と県教育委員会が連携して開発した研修プログラム（専門的教育理論を持つ大学教員と実践的指導力をもつ指導主事など多様な講師陣を招いた講義や演習）

教育行政・学校経営改革と学校組織マネジメント、教育法規と学校危機管理、開かれた学校づくりと教育課程経営、学校評価と教職員評価、学校業務の改善 等

※令和 3、4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次の内容で実施
(令和 4 年度は予定)

場所：県立教育研修所

期間：令和 3 年度：1 日、令和 4 年度：3 日間（いずれも Web 研修を含む）

時期：令和 3 年度：11 月、令和 4 年度：5 月・6 月・11 月

対象者：令和 3 年度：72 人

〔 新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者 41 人 〕
〔 新任指導主事等 31 人 〕

令和 4 年度：71 人

〔 新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者 42 人 〕
〔 新任指導主事等 29 人 〕

③ 学校管理職候補者研修の実施

校長・教頭候補者を対象として、管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などの研修を実施する。

対象者：校長候補者名簿登載者、教頭候補者名簿登載者

期間：1日（10月）

場所：県立教育研修所等

内容：今日的な教育課題等と学校経営能力、組織マネジメントの手法、教職員人事評価や育成方法等

対象者数：89人（令和4年度予定者）

〔 校長候補者名簿登載者 45人
教頭候補者名簿登載者 44人 〕

④ 学校管理職研修の実施（高校教育課）

管理職としての識見を高め、指導力の向上を図るため、学校を管理・運営し教育活動を営む上での諸問題について研究協議する研修を実施する。

対象者：校長及び教頭

対象者数：385人（校長164人、教頭221人）（令和4年度予定者）

期間：校長1日 教頭2日

場所：県立教育研修所

内容：学校・組織の活性化と学校の危機管理、働きがいのある学校づくり等

(2) 市町立学校

① 主幹教諭研修の実施

対象者：新任主幹教諭255人（令和4年度予定者）

時期：6月～8月、10月～11月の間に各教育事務所で年2回実施

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

対象者：令和3年度：新任教頭153人

令和4年度：新任教頭171人（予定）

※期間、時期、場所は県立学校と同じ

③ 学校管理職研修の実施

対象者：校長及び教頭

対象者数：1,677人（校長829人、教頭848人）（令和4年度予定者）

期間：校長2日 教頭2日

場所：県内6ヶ所（教育事務所単位）

内容：学校経営のあり方、教職員人事・評価育成システム、働きがいのある学校づくり等

2 学校経営等に関する研修会の実施

学校経営等に関心をもつ県立学校教員を対象に、学校経営等の魅力や教育行政等の理解を深め教職員の資質向上を図る。

対 象 者：学校経営等に関心のある教員や若手及び女性教員
 内 容：管理職アドバイザーによる講話、班別情報交換会等
 期 間：7月
 場 所：県内5ヶ所で各1日
 参加者数：271人（令和3年度実績）

3 女性管理職の育成

- (1) 「第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」（令和3年3月策定）の推進
 女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

【数値目標】女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標

区 分	第1次計画			第2次計画	
	実績値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
公立学校及び事務局 における管理職に占 める女性の割合	13.9%	16.0%	20.1%	24.9%	22%
県立学校における校 務運営委員の女性比 率	19.1%	—	22.5%	24.5%	30%
公立中学校における グループリーダーの女性 比率	—	—	26.2%	27.9%	30%

- (2) スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修

「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、女性の力を兵庫の教育に活かすため、生活と仕事の調和を意識した働きやすい職場づくりを通して、自分を生かすためのライフデザインを考え、いきいきと働き続けられるよう意識のアップデートを図る。

対 象 者：県立学校・市町組合立学校に在籍する女性教職員
 内 容：女性有識者による講義及び演習
 期 間：県立学校及び県教育委員会事務局、市町組合立学校 各1日
 参加者数：128人（令和3年度実績）※スマートワークス～わたしらしい働き方～研修
 〔 県立学校 64人
 市町立学校及び教育事務所、市町教育委員会事務局 64人 〕

VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワーク・ライフ・バランスの推進

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、働きがいのある学校づくりを推進する。

1 業務量の適切な管理

業務量の適切な管理等に関する規則及び方針に基づき、いわゆる超過勤務時間が規則に定めた時間の範囲内となるよう、業務量の適切な管理に努める。

(1) 規則及び方針

① 「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」

(令和2年4月1日施行)

県立学校に勤務する教育職員の在校等時間※1から所定の勤務時間を除いた時間が原則月45時間・年360時間※2の範囲内となるよう、業務の量の適切な管理に努める。

※1 「在校等時間」＝在校している時間＋（校外において職務として行う研修、児童生徒引率等の職務従事時間）－（自己研鑽及び業務外の時間＋休憩時間）

※2 長期休業期間中における週休日のまとめ取りを目的とした一年単位の变形労働時間制を適用する場合は、月42時間・年320時間の範囲内となる必要がある

<超過勤務時間の状況（県立学校）> (単位：時間)

	令和元年度※3		令和2年度※3		令和3年度※4	
	月	年	月	年	月	年
高等学校	36:18	435:36	33:24	400:48	32:13	386:44
特別支援	16:49	201:48	16:15	195:00	17:23	208:37
合計	32:12	386:24	29:39	355:48	28:51	346:17

※3 新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業期間(R2.3～R2.5)を考慮

※4 令和3年度は速報値

② 働きがいのある学校づくりの推進に関する方針（令和2年4月1日策定）

上記①の規則に基づき、業務の量の適切な管理等に必要な事項について、国の指針を参考に本県の取組方針を策定した。

③ 在校等時間の適正な管理等

県立学校の管理職は、すべての教職員に対して、校外において職務に従事する時間も含め、「サービスシステム」を活用したパソコンのログオン・ログオフ時間による在校等時間の把握を徹底する。

④ 意識醸成を図るための取組

本方針が実効性のあるものとなるためには、教職員一人ひとりが本方針の趣旨を理解した上で、業務量の適正な管理に向けた取組を行うことが重要であることから、職場研修等を通じて本方針の趣旨・内容について周知徹底を図る。

(2) 働きがいのある学校づくりに関する取組

① 健康及び福祉の確保

教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら心身ともに健康で指導力を発揮できるよう、風通しのよい学校づくりを進める。

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

(ア) 年次休暇の取得促進

すべての教職員が少なくとも年間 10 日間の年次休暇を計画的に取得できるよう取り組む。

取得状況：11.7 日（令和 3 年度、県立学校実績）

(イ) 特別休暇の取得促進

・子育てのための特別休暇

配偶者の出産・育児のための特別休暇の取得を推進する。

・【新】出生サポート休暇

仕事と生活の両立の一層の推進を図るため、新たに創設された不妊治療の特別休暇を活用する。

(ウ) 【拡】育児休業の活用

育児休業の取得回数制限を緩和（原則 2 回（令和 4 年 10 月～予定））し、男性職員による育児を促進する。



イ 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

(ア) ハラスメント防止指針の周知・徹底

国の指針等の改正を踏まえ、従来の「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止指針を一つにまとめ策定した「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」（令和 2 年 6 月）を周知・徹底する。

(イ) 相談窓口の活用周知

チラシ、ポスターによる既存の相談窓口の活用周知を図る。



相談窓口周知チラシ

【相談窓口】

- ・教職員経験者による教職員相談 平日 10:00～17:00
- ・教職員人事課電話相談 平日 9:00～17:00
- ・臨床心理士による教職員メンタルヘルス相談 平日 9:00～17:00

(ウ) 迅速かつ適正な処分

職員間のハラスメント行為について、事実関係を速やかに把握し、迅速かつ適正に処分を実施する。

(エ) 管理職・一般職員研修の充実（再掲）

管理職：リーダーシップを高める研修の実施
一般職員：ハラスメント防止研修の実施

② 業務量の削減

組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進、ICTを活用した校務・業務の効率化を推進する。

ア サービスシステムの活用

教職員の年休等のサービス処理に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るために導入したサービスシステムを活用する。

導入時期：令和4年1月



サービスシステム画面

イ 校務支援システムの活用（教育企画課）

県立学校における業務の効率化を促進し、教員の負担軽減を図るため、児童生徒の成績処理や出欠状況・指導要録等の学籍関係等を一元的に管理する「統合型校務支援システム」の活用・充実を図る。

導入時期：平成29年4月

ウ 【新】県立学校 ICT 利活用サポートセンターの設置（教育企画課）

61,572千円（一部国庫）

ICTを活用した学びを推進するにあたり、教員の負担軽減を図るため、各学校からの問合せやトラブル等に対し組織的な支援を行う「県立学校 ICT 利活用サポートセンター」を設置する。

- ・ヘルプデスクの設置（令和4年4月～）
ICT活用にかかる学校からの問合せに対する電話や遠隔操作等による支援
- ・人材の派遣（令和4年6月～）
トラブル対応のため、ICTに関する知識を有する人材の派遣による支援

エ 【新】学校徴収金における徴収管理システム等の検討（財務課）

11,550千円

県立学校における授業料及び学校徴収金の徴収・出納管理について、学校現場における金融機関への訪問回数の削減や事務改善及びセキュリティを向上するため、全県統一のシステムを開発、導入する。

内 容：徴収事務（口座振替データ登録処理、振替データ作成事務）
出納管理事務（振替結果收受・再振替通知、収納状況消し込み、出納簿・出納状況確認、決算資料作成・卒業時返金計算）
支出事務（支払処理（決定書起票・振込処理、卒業時返金）
導入時期：令和6年度

オ 留守番電話の活用

保護者等からの問い合わせ等の勤務時間外業務負担を軽減するため、全県立学校においてオートメッセージ型・録音型留守番電話を活用する。

導入時期：平成 31 年 3 月

カ 【新】自動音声応答システムの活用

事務室で取り次いでいる外線電話について、待ち時間の縮減、案内の均一化を図り、外部対応を効率的に行うため、県立学校において自動音声応答システムを活用する。

導入校数：127 校

導入時期：令和 4 年 3 月

キ 文書取扱上のルール設定

・メール送信上のルール

宛先は Bcc に入れる

添付ファイルを掲示板に掲載

鑑文の省略 等

・調査時のルール

回答様式のファイル名を統一

前回の回答ファイル等を添付 等

ク デジタル採点システムの活用（高校教育課）

県立高等学校の校内で実施する定期考査等の採点業務について、教職員の負担軽減を図るため、デジタル採点システムを活用する。

導入校数：147 校（全県立高等学校・中等教育学校）

導入時期：令和 2 年 7 月

ケ 新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとした行事・会議等の見直し

・事務局における取組

県立学校教職員を対象に県教育委員会事務局が実施する会議・研修について、オンラインでの実施も検討する。

取組例：各種事業実施に関する事業説明会、情報交換会 等

・県立学校における取組

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに行った全ての行事・会議等の精選について、今後も縮小・簡略化が可能なものについて継続するとともに、行事・会議等の見直しを引き続き行うことで、業務量の縮減につなげる。

取組例：オリエンテーション合宿の短縮・中止
始業式のWEB配信等

③ 外部人材の活用

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、必ずしも教員が担う必要がない業務について外部人材を積極的に活用する。

ア 県立学校業務支援員配置事業

75,282千円

(一部国庫23,370千円)

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、授業準備等を担う業務支援員(地域の外部人材)を配置する。

配置人数：153人 全県立高等学校(全日制) 126校・各1人
全県立特別支援学校 27校・各1人

勤務時間：3時間×3日/週

業務内容：情報整理(各調査に関するデータ入力等の補助)

校務運営委員会、学校評議委員会等の準備(資料印刷、セッティング)

文書作成(関係機関への文書作成・整理)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務(消毒作業)等

イ スクールロイヤー(弁護士)の配置(高校教育課)

県立学校における生徒指導案件等に迅速に対応し、早期解決を図るとともに、県立学校教職員の負担軽減を図るため、弁護士を教育委員会事務局に配置する。

配置日数：週1回

対応案件(例)：・いじめの被害生徒の保護者から加害生徒の保護者への訴え
・保護者等からの相談に対する回答

令和3年度実績：120件

ウ 部活動指導員等の配置(体育保健課)

14,577千円

県立学校の部活動指導における担当教員の負担軽減と質的向上、顧問不在時の安全確保を図るため、部活動の単独指導、生徒の見守り等を行う部活動指導員を配置する。

・部活動指導員

配置人数：55人

勤務時間：平日1日(2時間)、休日1日(3時間)

業務内容：単独指導、校外での大会等への単独引率 等

・部活動サポートスタッフ

配置人数：55人

勤務時間：年間175時間/人

業務内容：顧問不在時の生徒の見守り、緊急対応 等

④ 意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制の確立とともに、全ての教職員が参画し主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

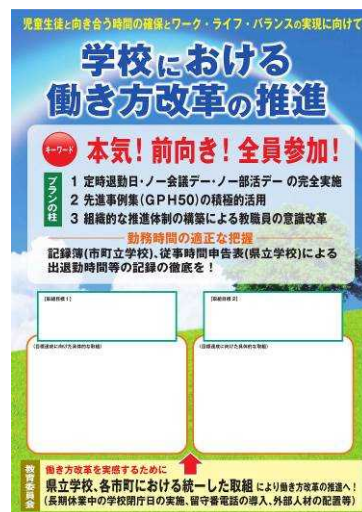
ア 定時退勤日等の完全実施

(教職員人事課、体育保健課、高校教育課)

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施に取り組む。

- ・ 定時退勤日の完全実施
全ての学校で、週1回の定時退勤日を完全実施
- ・ ノー会議デーの完全実施
全ての学校で、会議を設定しない週1回のノー会議デーを完全実施
- ・ ノー部活デーの完全実施

「いきいき運動部活動(4訂版)」・「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、全ての学校で、週当たり2日以上 of 休業日を設定(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)するノー部活デーを完全実施



働き方改革ポスター

<令和3年度実施状況>

		県立学校
定時退勤日(ノー残業デー)		94.3%
ノー会議デー		95.4%
ノー部活デー	運動部	97.6%
	文化部	99.7%

※ノー部活デーについては、R3.4~R3.11の県立高校(全日制)の実施状況を記載

イ 学校閉庁日の実施

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康保持を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送れるようにするため、夏季休業期間内に学校閉庁日を設定する。

令和4年度の奨励日：8月15日

ウ 夏季休業中におけるテレワーク兵庫を活用した在宅勤務の試行

県立学校において、引き続き、夏季休業期間中に3日程度、試行的に在宅勤務を実施するとともに、在宅勤務における適切な業務内容等について検討する。

エ 「GPH50」の取組促進

※GPH50…教職員の勤務時間適正化先進事例集

(GOOD PRACTICE in HYOGO 50)

校務分掌の見直しなど、勤務時間適正化の取組で効果のあった事例を全県立学校で共通的に実施する。

取組事例：①事例1 「定時退勤日」等の完全実施

～My 定時退勤日～

②事例3 校内会議の見直し

～職員会議の効率化～

③事例9 校務分掌等の見直し

～校務分掌・委員会の整理統合～

④事例29 校務・業務の効率化・情報化の推進

～共有フォルダの再構築～

⑤事例32 校務・業務の効率化・情報化の推進

～一斉メール配信システム～



先進事例集 GPH50

2 市町立学校への支援

(1) 【新】学校問題サポートチームの設置（再掲）

（義務教育課、特別支援教育課、教職員人事課、福利厚生課） 138, 515千円

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置するとともに、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

配置場所：6 教育事務所

構成員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内容：生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
教職員の非違行為及び資質向上に関すること
教職員のメンタルヘルスに関すること

(2) スクール・サポート・スタッフの配置

38, 332千円

（一部国庫12, 777千円）

教職員の在校等時間の縮減、児童生徒と関わる時間の確保、教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等を担うスクール・サポート・スタッフ（地域の外部人材）を配置する。

配置人数：40名（神戸市を除く、県内各市町1名）

業務内容：授業準備、会議準備、外部対応、消毒作業 等

(3) 学校問題解決のための弁護士法律相談事業（義務教育課） 2, 438千円
学校だけでは解決困難な問題に対し、直接弁護士から法に基づく助言が得られる体制を整備する。

① 学校問題解決に向けた管理職研修（地区別研修）

対象：市町立小・中学校の校長又は教頭、市町教育委員会担当者

内容：学校が対応に苦慮したトラブルへの弁護士活用事例の紹介等

② 地域別法律相談会

内容：各地域で弁護士による巡回相談を実施

(4) 中学校部活動指導員配置事業（体育保健課） 30, 242千円（一部国庫）

公立中学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

配置人数：161人（30市町組合）

(5) 中学校部活動の地域移行検討事業（義務教育課、体育保健課）

4, 500千円（一部国庫）

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を円滑に行うため、拠点校（地域）を指定し、地域人材確保や外部団体の運営方法等の実践研究を行う。

【拠点校地域】

運動部：西宮市、播磨町

文化部：加古川市、淡路市

3 「第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」(令和3年3月策定)の推進

女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

4つの重点目標

- ・男女共同参画に向けた意識改革
- ・議論・検討するあらゆる場面への女性の参画を促進
- ・ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の充実
- ・授業等の工夫・業務の効率化の推進



第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン

【参考】数値目標

(1) 女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標 (再掲)

区 分	第1次計画			第2次計画	
	実績値 (平成27年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	13.9%	16.0%	20.1%	24.9%	22%
県立学校における校務運営委員の女性比率	19.1%	—	22.5%	24.5%	30%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	—	—	26.2%	27.9%	30%

(2) 家庭や地域へ参画しやすい職場風土の醸成に関する指標

※平成26年度の数値は、県立学校及び事務局のみ(市町立学校除く)

区 分	第1次計画			第2次計画	
	実績値 (平成26年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
配偶者の出産補助休暇の取得率	65.3%	100%	70.2%	62.2%	100%
男性の育児参加のための休暇の取得率	21.8%	100%	35.8%	39.3%	100%

Ⅶ 障害者雇用の促進（総務課共管）

112,377千円
(一部国庫8,562千円)

「障害者活躍推進計画」に基づき、教育委員会での障害者の法定雇用率達成に向けた取組を推進する。

(1) 雇用率の現状(令和3年6月1日現在) (単位：人)

区分	職員数 A	基礎職員数 (除外率 25%) B (A-A*25%)	障害者数 C	雇用率 (法定雇用率 2.5%) D (C/B)	過不足人数 E (C-B*2.5%)
事務局	736.5	552.5	42.0	7.60%	29.0
県立	10,407.0	7,806.0	185.5	2.38%	▲ 9.5
小計	11,143.5	8,358.0	227.5	2.72%	18.5
市町立	23,043.0	17,283.5	143.0	0.83%	▲ 289.0
計	34,186.5	25,640.5	370.5	1.44%	▲ 270.5

※ 週 20 時間以上 30 時間未満の短時間勤務職員は、0.5 人として計算。

(2) 「障害者活躍推進計画」の策定・取組

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受けて策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある教職員を含むすべての教職員が働きがいのある職場づくりに向けて取り組む。

【取組方針】

- 1 障害者の雇用の拡大
- 2 働きやすい職場づくりに向けた環境の整備
- 3 共生社会の実現に向けた研修の充実
- 4 体制の整備等

(3) 雇用対策

① 障害者人材バンクの設置（再掲）

障害者の一般就労につながる雇用の確保と学校現場での経験を促すため、臨時的任用教職員又は非常勤講師等の希望者を登録する障害者人材バンクを設置する。

② ワークセンターの設置

ワークセンタースタッフ等（障害者）とワークセンタースタッフ等の業務洗い出し等を行うジョブサポーターを配置する。

ア 雇用・配置場所：32所属

- ・ 教育委員会事務局13所属（本庁2、特別支援教育センター1、教育事務所4、教育研修所1、社会教育施設5）
- ・ 県立学校19所属（高等学校8、特別支援学校11）

イ ワークセンタースタッフ等（障害者）の配置

(ア) ワークセンタースタッフの配置：25人

ジョブサポーターの支援のもと、事務補助や環境整備等の業務に従事し、知識・技能等を身に付ける。

(イ) 県立学校業務支援員としての雇用：16人

経験を積んだワークセンタースタッフを県立学校業務支援員として雇用する。

ウ 市町教育委員会への働きかけ

市町教育長会議等において、市町教育委員会において障害者の雇用を促進するよう周知徹底を図る。

1 教員免許更新制の発展的解消に伴う対応

免許更新制度が発展的解消されることを踏まえ、制度見直し後の手続きを含めた免許状の取扱い等について周知を行う。

また、新たな教師の学びの姿の実現に向けて早急に講ずべき方策として示された、教員が受講した研修履歴の記録管理、研修の受講奨励への対応について、今後国で示される指針に基づき検討を行う。

新たな教師の学びの姿と教員免許更新制に関する法改正の概要

(1) 免許状の更新制に関する規定の削除（教育職員免許法の一部改正、R4.7.1 施行）

- ① 免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する
- ② 法施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする。

(2) 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等（教育公務員特例法の一部改正、R5.4.1 施行）

- ① 任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。
- ② 任命権者（または市町村教育委員会）は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う。

【参考】

(1) 教員免許更新制の概要

- ・ 教員免許に10年の期限を設ける。
- ・ 10年に一度、所定の期間内に大学等で30時間以上の免許状更新講習を受講し、大学等が発行する証明書を添えて、県教育委員会に更新申請を行う。

※ 令和4年度における免許状更新講習開設数の不足等の特例

現職教員のうち、免許状の修了確認期限等が免許更新制度改正法における施行日より前にある更新手続対象者は、令和7年5月31日まで更新期限の延期が可能

(2) 更新講習受講状況

令和4年3月31日に修了確認期限が到来した現職教員

(更新講習受講期間：令和2年2月1日～令和4年1月31日) (単位：人)

対象者数	申請済			未申請 退職者等
	修了確認 申請者	受講免除 申請者 ※1	修了確認期限の 延期申請者 ※2	
3,903	2,875	584	404	40

※1 校長、教頭、主幹教諭、指導主事 等

※2 育休や病休期間中の者、新型コロナウイルス感染拡大（講習受講困難）による特例措置 等

2 教員免許認定講習の実施

特別支援学校教諭2種免許状の取得等を希望する現職教員が必要な単位を修得できるよう、教育職員免許法等の規定に基づく単位認定講習を開催する。

時 期：長期休業期間中（7～8月）

内 容：特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法など計11講座

講 師：兵庫教育大学教授 等

場 所：兵庫県民会館、やしろ国際学習塾 等

3 わいせつ行為等を行った教員に対する免許再授与

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日より施行されたため、国による基本指針等を十分に踏まえ、今後適切に対応していく。

- ・ 教員免許再授与の特例

児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、各都道府県教育委員会が教員免許状再授与審査会の意見を聴き、再授与を判断（その後の事情から再度免許を授与するのが適当である場合に限り、再度免許を授与することができる。）する。

Ⅸ 教職員の健康管理・福利厚生推進

1 教職員の健康診断等の実施

(1) 定期健康診断の実施

107,630千円

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員に対して、年1回の定期健康診断を実施する。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

実施状況

(単位：人)

年度	対象者	受診者			判定結果			
		定期健診	他の健診 (人間ドック等)	計	異常なし	要精検	再検査 受診者	要治療
R3	11,221	8,389	2,786	受診率 99.6% 11,175	8,402	1,713	受診率 85.6% 1,466	1,060
R2 (参考)	11,386	8,940	2,399	受診率 99.6% 11,339	8,775	1,440	受診率 84.2% 1,213	1,124

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

(2) 教職員健康管理事業の実施

103,443千円

国の推奨年齢やがんによる死亡が多くなる年齢層に対し、生活習慣病予防やがん等の疾病の早期発見に有効な人間ドック等を実施する。

事業名	事業概要	R3	R2(参考)
人間ドック	40歳、50歳、55歳の教職員のうち希望者全員を対象に精密検査を実施	1,171人	1,363人
脳ドック	50～54歳の教職員を対象に脳検査を実施	257人	201人
被扶養配偶者 がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成	228人	259人

〈参考〉 保健事業（健康管理事業）の実施（公立学校共済組合）

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業を行う。

事業名	事業概要	
人間ドック	宿泊 1日	35歳以上の教職員を対象に入院による精密検査を実施 30歳以上の教職員を対象に1日精密検査を実施 (再掲) 40歳、50歳、55歳は県委託事業
	1日 (脳検査付)	50歳以上の教職員を対象に1日精密検査に加え、脳検査を実施
若年者ドック	40歳未満の教職員を対象に生活習慣病予防等のための検査を実施	

事業名	事業概要
脳ドック	50歳以上の教職員を対象に脳検査を実施 (再掲) 50～54歳は県委託事業
血液検査	教職員(人間ドック又は若年者ドックの受診決定者を除く)を対象に血液検査を実施
特定健康診査	40歳から74歳までの被扶養者等を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を実施
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された者に保健指導を実施
骨そしょう症検査	40歳以上の女性教職員を対象に骨そしょう症検査を実施
インフルエンザ予防接種助成	教職員を対象にインフルエンザの罹患及び重症化予防を図るため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成
被扶養配偶者がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成 (再掲) 全て県委託事業
教職員メンタルヘルス相談	教職員及びその家族を対象に臨床心理士による電話、面接等による相談のほか、相談員が学校等へ出向いて研修会を実施
メンタルヘルスセミナー	教職員を対象にメンタルヘルスに関する講座を開催
ストレスドック	教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施

2 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

精神疾患の未然防止をめざし、教職員の心の健康の保持増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図る。

精神疾患による病気休暇等取得者の状況

○病気休暇等取得者数

(単位：人)

校種	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
小学校	85	89	96	100	102	84	106
中学校	64	48	53	53	45	57	63
高等学校	40	44	40	58	42	36	50
特別支援学校	27	29	30	35	28	34	27
事務局等	1	2	2	0	0	3	1
計	217	212	221	246	217	214	247
(継続)	91	61	60	82	70	60	77
(新規)	90	103	126	118	111	120	122
(再発)	36	48	35	46	36	34	48

※ 精神疾患による病気休暇等取得者数は、精神疾患により健康管理審査会に諮った者(病気休暇の取得日数が概ね90日を超える者及び退職者の数)をいう。

※ 令和3年度中取得者(247人)の状況：復職134人、退職49人、次年度継続64人

○精神疾患の要因と思われる事項

項 目	割合/複数回答	
	R3	R2 (参考)
学級運営・学習指導等	10.9%	11.2%
生徒指導	18.6%	13.6%
部活動指導	2.4%	1.9%
業務の量・業務全般への不安	32.4%	24.8%
管理職・同僚との人間関係 保護者・地域との対応	19.4%	21.5%
自身の健康状態 家庭の問題等	45.7%	55.1%

※ 学校問題サポートチーム（学校支援専門員）及びメンタルヘルスアドバイザーなどによる支援を実施している。

未然防止のための取組

(1) ストレスチェックの実施

10,615千円

労働安全衛生法第66条の10に基づき、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善を図る。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

内 容：・ストレスチェック
・検査結果の集計及び集団分析
・医師による面接指導（希望者）

実施状況

年度	対象者数	回答者数	実施率	医師による 面接指導実施者数
R3	11,424人	10,269人	89.9%	18人
R2(参考)	11,645人	10,045人	86.3%	17人

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

(2) 相談窓口の設置（公立学校共済組合）（再掲）

教職員メンタルヘルス相談センター（県庁内）を拠点に、教職員が気軽に相談できる窓口を設置し、臨床心理士による面談・電話相談、研修会・相談会など相談事業を実施する。

(3) 未然防止研修等の実施

① メンタルヘルスアドバイザーの活用

教育事務所に配置しているメンタルヘルスアドバイザーを活用した校内研修実施の啓発に取り組む。

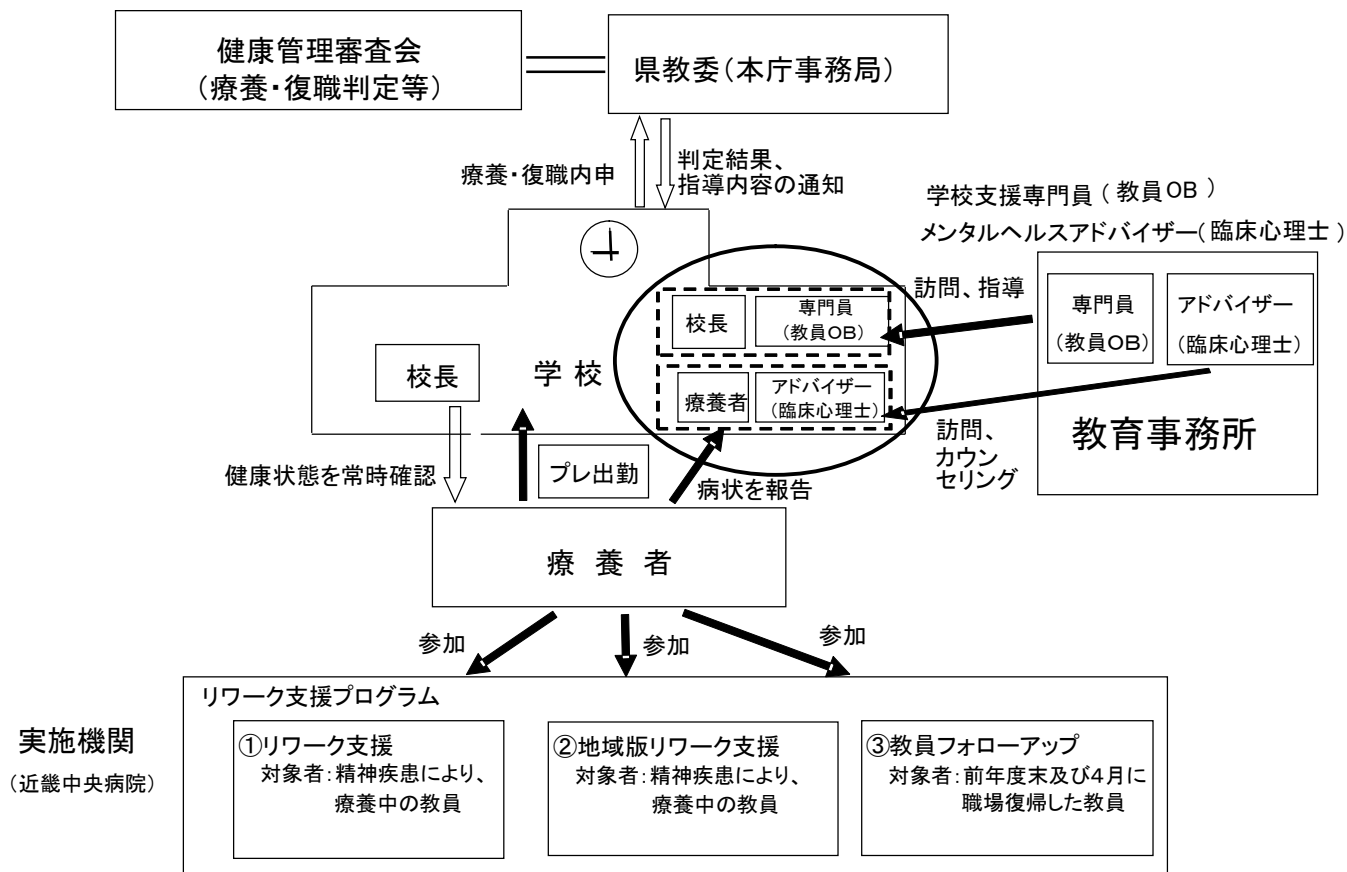
② **メンタルヘルスセミナーの実施（公立学校共済組合）（再掲）**

自身のストレスに気づき、対処する知識や方法を身に付けることで、精神疾患の発症を抑えるための講座を開催する。

③ **ストレスドック（公立学校共済組合）（再掲）**

教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施する。

○メンタルヘルス対策のスキーム



職場復帰に向けた取組

(1) 学校問題サポートチームの配置（再掲）

学校支援専門員及びメンタルヘルスアドバイザーを教育事務所に配置し、精神疾患による療養者の減少に取り組む。

① 学校支援専門員（教員OB）

プレ出勤の企画立案、リワーク支援プログラムの周知・参加促進、管理職・主治医との連携、市町教委・学校との連携コーディネート

- 〔 阪 神：阪神、神戸、丹波地域 〕
- 〔 播磨東：播磨東、淡路地域 〕
- 〔 播磨西：播磨西、但馬地域 〕

② メンタルヘルスアドバイザー（臨床心理士）

療養者に対するカウンセリング、個人の状況に応じた職場復帰支援策のアドバイス、療養者がいる学校での出張相談会・メンタルヘルス研修会の実施

- 〔 阪 神：阪神、神戸、丹波地域 〕
- 〔 播磨東：播磨東、播磨西、但馬、淡路地域 〕

(2) リワーク支援プログラム事業の実施

5, 090千円

スムーズな復職と再度の病気休暇等の防止を目指し、専門医療機関である近畿中央病院において、ストレス対処法や集団精神療法に模擬授業を加えた教員リワーク支援プログラム等を実施する。

また、円滑な職務復帰を支援するため、復職前に環境適応訓練（＝ならし出勤：プレ出勤）を実施する。

<療養中>

① リワーク支援プログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教員（希望者）

人 数：定員 10 人×2 期（各期：21 日間）

【R3実績9人（前期2人・後期7人）】

実施時期：8月～10月及び11月～1月

場 所：公立学校共済組合近畿中央病院
（伊丹市）

内 容：・集団精神療法
・模擬授業
・各種グループワーク（運動療法、芸術療法等）



近畿中央病院メンタルヘルスケアセンター
模擬授業用教室

② 地域版リワーク支援プログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教員（希望者）

人 数：定員 10 人×5 日 【R3実績9人】

実施時期：5月～7月（5日間）

場 所：神戸市及び加古川市

内 容：・精神健康チェックの実施
・集団精神療法
・個別面談

<復職の1～2ヶ月前>

③ プレ出勤制度の実施

対 象 者：精神疾患等により長期間病気休暇・休職中の県立学校教職員及び県費負担教職員（希望者） 【R3実績78人】

期 間：原則として4週間

場 所：対象者の所属する職場

<復職後>

④ 教員フォローアッププログラムの実施

対 象 者：前年度及び当該年度の4月以降に復職した教員（希望者）

人 数：定員 10 人×7 日 【R3実績9人】

実施時期：4月～7月（7日間）

場 所：公立学校共済組合近畿中央病院（伊丹市）

内 容：・集団精神療法
・精神健康チェック
・個別面談

3 教職員の福利厚生事業の実施

(1) 教職員公舎の維持管理

28,157千円

教職員の福利厚生に配慮しつつ、業務上必要な最小限の公舎を存置する方針で、地域性や老朽度合いなどを総合的に勘案し、公舎を管理している。今後も入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証していく。

【入居状況（R4.3月末現在）】

- ・管理戸数：464戸
- ・入居戸数：302戸（入居率65.1%）

(2) 教職員の相談事業

1,349千円

教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について助言、支援等を行う。

- ・相談日時：月～金曜日（10:00～17:00）
- ・相談体制：教員OB（非常勤嘱託員）による面談、電話等での対応
- ・設置場所：教職員相談室（県庁3号館8階）
- ・相談対象者：教職員（退職者を含む）及びその家族

【内容別件数の推移】

（単位：件）

年 度		（年 齢 層 別 内 訳）					R2 (参考)	差
		R3	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上		
職場 のこと	職 務	44	2	8	19	15	30	14
	人間関係	96	2	22	40	32	152	△56
	その他	38	4	18	7	9	57	△19
	小 計	178	8	48	66	56	239	△61
職場外 のこと	経済的なこと	16	0	4	5	7	8	8
	子どものこと	1	0	0	1	0	3	△2
	その他(※1)	69	1	10	22	36	129	△60
	小 計	86	1	14	28	43	140	△54
計		264	9	62	94	99	379	△115

※1 主な相談内容：健康関係、家庭事情など

※2 上記相談事業とは別に、弁護士又は税理士による専門相談（R3：16件）を実施している（知事部局、県警、教育委員会による共同実施）。

〔参考〕 公立学校共済組合が実施する事業

1 短期給付事業

教職員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業等に対し給付を行う。

【主な給付事業（令和4年4月1日現在）】

給付区分	給付名	概要	対象者
病気・負傷したとき	療養の給付 家族療養費	医療機関等で受診したときに、自己負担額を除いた額を給付	組合員 被扶養者
	療養費 家族療養費	組合員証を提示せずに医療機関等で受診、海外での治療、治療用装具を購入したとき等に給付	
病気・負傷したとき	一部負担金払戻金 家族療養費附加金	同一月、同一医療機関等での自己負担額から基礎控除額を除いた額を給付	組合員 被扶養者
移送したとき	移送費 家族移送費	医師の指示により緊急で移送され、移送費用を支払ったときに給付	
出産したとき	出産費 [同附加金] 家族出産費 [同附加金]	組合員（被扶養者）が出産したときに給付	
死亡したとき	埋葬料 [同附加金] 家族埋葬料 [同附加金]	組合員（被扶養者）が死亡したときに給付	
休業したとき	傷病手当金 [同附加金]	病気・けがにより休業したときに給付	組合員
	出産手当金	産前・産後の休暇中に退職したときに産前42日から産後56日までの期間について給付	
	休業手当金	看護等により休業したときに欠勤期間（被扶養者でない組合員の配偶者・父母・子が病気又は負傷の欠勤の場合は14日）について給付	
	育児休業手当金	育児休業により休業したときに満1歳までの期間について給付（一定の要件を満たす場合は2歳まで）	
	介護休業手当金	介護休暇により休業したときに日数を通算して66日を超えないものについて給付	

給付区分	給付名	概要	対象者
災害にあったとき	弔慰金 家族弔慰金	組合員（被扶養者）が水震火災その他の非常災害により死亡したときに給付	組合員 被扶養者
	災害見舞金	住宅・家財が水震火災その他の非常災害により損害を受けたときに損害の程度により給付	

【R3年度給付状況】

・ 1,069,805 件 14,683,025 千円

2 長期給付事業

教職員の退職後の生活の安定を図るため、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金の給付を行う。

【年金の種別】

老齢厚生年金	組合員期間等が 10 年以上の教職員に退職後の所得保障として 65 歳から支給（但し、昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの者は生年月日に応じて 60～65 歳に達するまで特別支給の制度がある）
退職等年金給付	組合員期間が 1 年以上ある者に 65 歳から支給
障害厚生年金	在職中の病気・負傷により一定程度以上の障害を認定された場合、所得の減少による生活水準の著しい変動を補うために支給
遺族厚生年金	組合員の在職中の死亡又は老齢厚生年金、障害厚生年金の受給権者が死亡した場合に、遺族の生活保障のために支給

【兵庫支部における長期給付の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）】

種別	受給者数	平均受給額
老齢厚生年金	38,526 人	1,374,496 円
障害厚生年金	846 人	1,267,937 円
遺族厚生年金	6,569 人	1,313,692 円
計	45,941 人	1,363,839 円

3 保健事業

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業のほか、生涯生活設計講座等の一般事業を行う。

【主な保健事業（R3年度）】

○健康管理事業（内容は 36～37 ページに記載）

○一般事業

事業名	事業概要
宿泊施設利用補助	教職員等が六甲荘を宿泊、会食、婚礼で利用する場合、利用料金の一部を補助。瑞宝園の宿泊も対象
銀婚記念品配付	銀婚を迎えた教職員に記念品を配付
永年組合員記念品配付	25年以上勤務し、銀婚記念品配付事業に該当しないで退職する教職員に記念品を配付
ライフプランセミナー	中高年者等を対象に生涯設計に関する講座を開催
生涯生活設計講座	退職予定教職員を対象に生涯設計に関する講座を開催
身体障害者補装具購入費等補助	身体障害者である教職員等が、義手・義足等を購入又は修理した場合、自己負担相当額を補助

【R3年度支出状況】

・健康管理事業	608,162千円
・一般事業	11,638千円
計	619,800千円

4 貸付事業

教職員が、住宅の取得をはじめ臨時に資金を必要とする場合、住宅貸付のほか、一般、教育、災害など12種類の貸付けを行う。

- ・貸付利率…年利1.32%（住宅・一般・教育貸付の場合）
- ・R3年度 新規貸付 59件 102,984千円
残高 808件 1,545,022千円（令和4年3月31日現在）

5 宿泊施設

名称	公立学校共済組合 神戸宿泊所「ホテル北野プラザ六甲荘」
所在地	神戸市中央区北野町1丁目1番14号
敷地	6,185.27 m ²
建物	RC造 地上5階 地下2階 延8,689.03 m ²
設備	宿泊(49室)、会議室・宴会場(18室)、レストラン、チャペル

○ R3年度営業実績

- ・営業日数：345日
- ・宿泊利用者数：6,992人、宿泊外利用者数：9,148人

〔参考〕一般財団法人兵庫県学校厚生会が実施する事業

- 福祉厚生事業 [給付事業、福祉事業、相談事業]
- 信用共済事業 [預金事業、貸付事業]
- 保険事業 [団体生命保険、団体損害保険]
- 公益事業 [地域貢献事業、奨学金事業 等]